

平成 24 年 度

石狩市教育委員会会議（3月定例会）議案

- 議案第 1 号 招致外国青年就業規則の一部改正について
- 議案第 2 号 石狩市立学校管理規則の一部改正について
- 議案第 3 号 奨学金の休止について（非公開）
- 議案第 4 号 市指定文化財の指定について
- 報告第 1 号 石狩市文化財保護審議会からの答申について

石 狩 市 教 育 委 員 会

日 程

日 時 平成25年3月28日(木) 午後1時30分

場 所 市役所本庁舎 市議会第2委員会室

日程第1 署名委員の指名

- 日程第2 議案第1号 招致外国青年就業規則の一部改正について  
議案第2号 石狩市立学校管理規則の一部改正について  
議案第3号 奨学金の休止について(非公開)  
議案第4号 市指定文化財の指定について  
報告第1号 石狩市文化財保護審議会からの答申について

日程第3 教育長報告

日程第4 協議事項

- ① 教育委員会会議における委員提案について

日程第5 報告事項

- ① 石狩市教育情報化推進検討委員会からの提言について  
② 平成24年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について  
③ 学力向上の取組(第3期)について  
④ 平成24年度学校訪問結果について  
⑤ 平成25年度石狩市いじめ対応における「指導の方針」について

日程第5 その他

日程第6 次回定例会の開催について

平成25年4月 日( ) 時 分開催

日 程

日 時 平成25年3月28日(木) 午後1時30分

場 所 市役所本庁舎 市議会第2委員会室

(追加議案)

日程第2 報告第2号 教職員の処分について(非公開)

## 議案第1号

招致外国青年就業規則の一部改正について

平成25年3月28日提出

教育長 鎌田 英 暢

このことについて、下記の内容のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第13号）第1条第3号の規定に基づき議決を求める。

### <改正内容>

英語指導助手が禁錮以上の刑に処せられた場合の懲戒処分の明確化など、所要の改正を行う。

## 議案第2号

石狩市立学校管理規則の一部改正について

平成25年3月28日提出

教育長 鎌田 英 暢

このことについて、下記の内容のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第13号）第1条第3号の規定に基づき議決を求める。

### <改正内容>

教職員給与費の適正執行の観点から、北海道教育委員会が文書編集保存分類表の一部を改正したことを受け、市立学校における関係書類の保存期間等について、当該改正との整合を図るほか、休業日の取り扱い等について所要の改正を行う。

## 議案第 4 号

市指定文化財の指定について

平成 25 年 3 月 28 日提出

教育長 鎌 田 英 暢

このことについて、別紙のとおり答申を受けたことから、下記のとおり決定したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 14 号の規定に基づき議決を求める。

石狩市指定文化財第 7 号として、次のとおり指定する。

1. 名 称

石狩弁天社の手水鉢

2. 種 別

有形文化財

3. 員 数

1 点

4. 特徴及び指定理由

「石狩八幡神社の手水鉢」の奉納は寛政元（1789）年であるが、道内に 18 世紀以前に遡る資料は、道南の一部地域を除き極めて少ない。また、奉納者である「江戸本材木町 小林店喜兵衛」は、詳細は明らかではないものの、材木商である可能性が高く、鮭とならぶ蝦夷地の主産物であったエゾマツの生産との関わりを伺わせる。とかく鮭一色として見られがちな石狩場所の出産物の実態を考える上でも重要である。本来、「石狩八幡神社の手水鉢」は石狩弁天社の奉納物であり、既に石狩市指定文化財となっている他の奉納物と同様の歴史的な価値を持つものと考えられる。

5. 所在地

石狩市弁天町 30-4 いしかり砂丘の風資料館内

6. 所有者

石狩市教育委員会

7. その他参考事項

指定にあたり、石狩市文化財保護審議会からの答申に基づき、名称を「石狩八幡神社の手水鉢」から「石狩弁天社の手水鉢」に変更する。

報告第1号

石狩市文化財保護審議会からの答申について

平成25年3月28日提出

教育長 鎌 田 英 暢

このことについて、別紙のとおり答申を受けたので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第13号）第1条第15号の規定に基づき報告する。